

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成19年 8月13日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 許可年月日及び許可番号

平成19年 2月20日 第758号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町3番地, 3番地の11, 3番地の15, 3番地の53及び3番地の54

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市西京区松室中溝町32番地の7

三光 有限会社

代表取締役 福田吉孝

(都市計画局都市景観部開発指導課)